

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號四第 卷十四第

行發日一月四年十和昭

論 叢

第三史觀の可能性……………

文學博士 米田庄太郎

利子論序說……………

文學博士 高田保馬

時 論

地方交付金配分標準としての人口……………

法學博士 神戸正雄

地方財政の不均衡と其の對策……………

經濟學博士 汐見三郎

研 究

蘇聯國の工業金融制度に就いて……………

經濟學士 大塚一朗

海上保險に於ける重複保險填補について……………

經濟學士 佐波宣平

短期清算取引に於ける代行機關の機能……………

經濟學士 石田興平

說 苑

補助貨幣の供給……………

經濟學士 中谷 實

累進稅率決定に關する一方法について……………

經濟學士 柏井象雄

附 錄

新着外國經濟雜誌主要論題

研 究

蘇聯國の工業金融制度に就いて

大 塚 一 朗

- 一、緒 言 二、蘇聯國の工業に於ける經濟單位 三、蘇聯國の金融機關體系
四、工業金融に關係せる第一次の銀行制度改革 五、工業的短資融通制度の改革
六、工業的長資融通制度の改革 七、結 言

一 緒 言

蘇聯國工業の實狀は、今日にては最早これを單純なイデオログの興味對象としてのみ放置することを許され得ない境地に進めるものであつて、我國の經濟學研究者に對して廣く各方面の實質的問題を提供してゐる。それは既に、新興の一大工業的勢力として近き將來の世界經濟體系上に必至の目醒ましき初登場を約束する潑刺たる發展途上の第一驛程を通過したるものである。一九一七年十一月以後の急進的政治によつて經濟の秩序が根底から攪亂され、破壊されて、極度の

疲弊困憊に陥りたる當時の蘇聯國々民經濟の現實を顧る者にとりては、それが其の後の僅々年月間に如何にして今日に見られる如く堅實にして速かなる復興の氣勢を示すに至り得たものであるか、確に興味ある一問題となるのである。惟ふに、此の問題を何等か或る一元的因子のみによつて解決せんと試るは眞を得る所以でなからう。

即ち、此の場合には必ず幾つかの相獨立した意義を持てる諸因子が指摘せられなければならぬ。その中でも、一九二八年十月以後にて、所謂經濟計劃制度の實質が劃期的發達を遂げたことが疑も無く一つの重要因子でなければならぬ。しかし、此の際、右の因子のことを別にして、他になほ看過しがたき一つの重要因子が存してゐる。それは、蘇聯國の工業組織の上にて、從來他の諸國に慣用され來つた所謂資本主義的乃至は私產制的性格の經濟的諸手段に類似若くは酷似せる所のものが、經濟組織上の各方面にて益々大膽なる適所適度の應用を見るやうになつて來たといふことに外ならぬ。右の事實が、蘇聯國の建國理念たる独自の究極的經濟政策目的に何等か變改の行はれて、それが何程か一般資本主義的、私產制的なるものに轉向したといふことを些かも意味するものでないのは、勿論の次第である。

それにも拘らず、右の事實は蘇聯國工業の復興原因力如何の見地から見て、注目すべき意義を持つのである。即ち、蘇聯國の建國理念たる独自の究極的經濟政策目的が如何なる性質構造を持つにもせよ、蘇聯國社會の根元的要素に於ける目前脚下の現實は、其の國の工業の當面的發達の爲

に必至的に、經濟組織上の各方面に、適所適度なる資本主義的、私産制的性格の經濟手段の應用を要求してゐる。換言すれば、右の要求が満たされる限に於いてその爲に蘇聯國工業の將來的發達は期して疑を容れ得ざるものとなるべく、若しその道を誤らば、又其の限にてこれが興隆上大なる困難を避け得られぬ結果とならう。私は蘇聯國々民經濟の諸關係に於ける近狀の一面的觀察から歸納して、同國工業發達の將來といふ問題に關聯して、今の場合右の如き一管見を持つてゐる。

かくいへばとて、蘇聯國の工業組織が、其の國の國民經濟的興隆の要件として、獨自の經濟政策體系内に如何にして、適所適度に所謂資本主義的、私産制的性格の經濟的諸手段の應用を實施するかといふ問題につき、現在既に、缺點なき満足な解決に到著し得てゐて一種の安定狀態にあるといふ譯けではない。寧ろ此の點から見るときに、蘇聯國工業の現在、傍觀者をしてさへ其の不定、不安にして變轉の激しき惱みに堪え得ざらしめる程の頻繁な改革を繰り返へし續けてゐる。

此の小篇にては、右の如き性質を持てる改革渦中の蘇聯國工業に就いて、其の事業組織に對する資金供給方法の制度的形態といふ方面に見られる近狀を要説したいと思ふのである*。自ら蘇聯國工業の組織に於ける現在の諸改革に絡まる問題所在の方向を、示唆する所もあると思ふ。

* 本篇執筆の爲の主要参考文献：

- 1) Friedrich Pollock, Die planwirtschaftlichen Versuche in der Sowjetunion 1917-1927,
- 2) Die sozialistische Planwirtschaft in der UdSSR (aus Verlag für Literatur u. Politik, Berlin),
- 3) Dr. Robert Schweitzer, Das Experiment der Industriepannung in der Sovetunion,

二 蘇聯國の工業に於ける經濟單位

蘇聯國ボルシェビキ政府は一九一七年一月より一九二一年春に至る數年間に亙り、國內一切の生産手段に關して急進的國有制を實施した。總ての民有工場は國家の手に收められて、綜括的に最高國民經濟會議(ОВР)の直接的管理の下におかれたのである。かくて、箇々の生産組織に於ける經濟的獨立性は全く失はれて仕舞つた。即ち、最高國民經濟會議は其の權力的命令にて各箇の工場に原料、機械、労働者、補助材料等を配給し、其の製品は又權力的命令にて一樣に最高國民經濟會議の手に收容せられる。工業生産上の資本主義的、私産制的秩序が徹底的に革められた譯けである。それ故、各箇の工場、生産組織にて原料や労働力、及び其の他の生産手段や並びに生産物の處分に關して、組織自體の獨立的經濟計算が存立し得べき餘地が無い。其の制度の必然的結果として各工場に對する極度の集權的中央統制が行はれるやうになり、箇々の生産組織自體の上の自發的企劃心は消磨せられ、工場従業員殊に監督者の經濟的責任關係を確立すべき制度的基礎が失はれた。剩へ、一方にては又労働者について強制的配屬制と報酬の劃一的平等制とが實施されて、それが労働者の現實心理に逆行した爲、労働能率は激しく劣化し、労働者の工場逃竄が續出して、規律の紊亂が拾集し得ざるやうになつた。

かかる有様にては、生産上の經濟性が實現し得らるべき筈が無いのである。かくて、政府及び

- 4) H. J. Seraphim, zur Organisation der russischen Industrie (Archiv für Sozialwissenschaft und Sozialpolitik, 53, Band. 3, Heft. S. 763 ff.
- 5) Annalen der Betriebswirtschaft und Arbeitsforschung, IV Band, Heft 3.

黨の幹部が獨自の究極的政策目的の性質に對する迷盲的偏執から、生産上の經濟性といふことの價値を如何様に侮蔑し、輕視して居ても、遂に必至なる破滅的危局の時期の到來はこれを免れることが出来なかつた。一九二一年早春には農業上の大減收と工業上の大混亂とが互に因果相牽ゐて同時に現はれ、經濟的困憊は救済の及び得ざる極點に達した。

蘇聯國々民經濟に於ける右の如き事態の中にて、一九二一年五月全露政府黨大會が所謂新經濟政策の採用を決議したことは、此の上もなく必然的な歴史的事件であつた。新經濟政策なるものの眞髓的性格が、ボルシェビキ建國理念たる獨自の究極的政策目的追及の過程にて、其の政策手段に關しては社會の現實的根元性への即應關係を考慮して、生産組織上に適所適度なる資本主義的、私産制的性格の經濟的諸手段を應用せんとするに存するといふことをば、今茲に取上げて論ずる要が無いと思ふ。かかる性格の新經濟政策が工業的生産の方面に實施されて、次の如き二つの主要なる特質的現象形態を示したのである。その一つは、從來の急進的治下に於ける、生産手段上の徹底的國有制が修正されて、小規模の手工業的生産に關しては廣く私的箇人經營及び協同組合的經營が許されるに至つたことである。他の一つは、從來國家の手に收められて最高國民經濟會議の集權的直接管理を受けてゐた國營的生産事業が一箇或は數箇の工場毎に相分立して夫々の獨立の經濟的計算の主體たる組織的單位を構成するやうになつたことである。同じく國營事業であるけれども、一應相互に獨立なる經濟的責任關係に立たしめられる組織的部分集團が工業

生産上に設定された譯けである。

右の他、工業生産上の事業單位として、一九二二年八月の(УТ)法令にて認められた株式會社制度として、純公的株式會社及び公私混合株式會社と並んで、純私的の株式會社事業が許されることになつたのだが、實際上では此の形態の私的事業單位は殆んど意義を有せぬものである。即ち、新經濟政策以後に於いても、蘇聯國の工業生産の重要部分は決して純粹の私產制的組織に復歸したものではなくて、依然たる國有事業として營まれる。しかし今では、其の國有事業が、相互間では對等的獨立關係に立てる多數の經濟計算的單位組織に分立することになつたのである。此の場合に、大部分の工場は地域的接近關係乃至は部門的接近關係の契機により、數箇宛が相寄つて一つの統一的な經濟計算的單位を構成したが、この單位組織はトラストと稱せられる。トラストの本質が何たるかは、一九二三年四月一〇日のトラスト法が與へてゐる『トラストは利潤を目的とする所の商人的會計原理に従つて活動すべき國家的事業であつて、國家はこれに法規の定むる範圍にて獨立性を附與したものである。』といふ規定によつて其の一斑を知ることが出来るのである。

此の規定からも推知し得るが如く、國有制工業生産に於ける各箇の獨立的經濟單位は、年度毎に、規定の形式に従つて獨自の貸借對照表を作成し、又相互間には恰も資本主義的、私產制的社會に於けると同様な金銭的(ルーブル的)支拂制度による財貨の取引關係が成立し、其の間の債權

債務關係は絶對的意義を有する。勿論、かくの如くにして出現した分業的生産關係、市場的交通關係の上には勞働Ⅱ國防會議 (STO) 殊に其の中のゴスプラン (Gosplan) 廳、最高國民經濟會議 (OVWR) 等の關係諸官廳が強力なる特殊の計劃的管理を加へるのである。それ故に、此の場合の分業的生産關係、市場的取引關係が資本主義的社會に於けるものと著しく其の構造、實質を異にせることいふを俟たぬ。

先に言及せる如く、蘇聯國の工業組織は各方面の點に就いて、現に不斷の改革過程におかれてゐる。しかし、新經濟政策實施の以後に於ける特殊現象たる國營的工業生産の企業的組織制に關する限りは、一九二一年五月の全露政府黨大會決議、同年八月の『大工業の復興及び生産増進に關する法令』及び『商人的基礎に立てる工業の組織に關する法令』、一九二二年七月『企業の建設及び結合に關する法令』、一九二三年四月『トラストに關する法令』、同年七月『地方的トラストの組織に關する法令』、一九二四年五月『工場とトラスト首腦部との間の關係に關する法令』等の諸法令が引續き基本的規律たる意義を有してゐるのである。

三 蘇聯國の金融機關體系

現在、蘇聯國の國有的工業生産は、前述の如くに、分立的經濟單位たるトラストを基本的要素としたる組織の上に營まれてゐるものである。それ故に、一九二八年秋以來現になほ進行の過程

にある所謂計劃制經濟が蘇聯國工業生産の強化發展を主たる目的とする限りにて、各箇企業たる工的トラストの資金的基礎を擴張充實するといふことが、今日の場合に極めて重大な問題となつて來る。

此の際に、蘇聯國の工業的諸企業がこれに與へられる追加資金を用ゐて如何様に其の固定的、流動的財産を擴張するかは、直接には、各箇企業に就いて設定される一般的經濟計劃内の金融計劃がこれを規定するものである。しかし、此の各箇企業の經濟計劃はそれ自體に分離的獨立性を有せるものではなくて、ゴスプラン廳が定むる所の全國的經濟計劃の有機的部分として確認されて有効化するのであるから、各箇の工業的企業に於ける金融的活動は結局に於いて中央政權の管理によつて統制されることになる。此の點は資本主義的諸國に於ける各箇的工企業の金融問題と大いに事情の異なる所である。

而して、蘇聯國の各箇的工企業に於ける資金調達關係に對して右の如き集權的中央統制が實際上行はれ得るが爲には國家的金融機關たる銀行制度が甚だ重要な役割を營むでゐる。

蘇聯國にては、一九二一年新經濟政策を實施して、一種の市場的經濟機構の復活を見たと同時に、再び、信用及び通貨統制の爲の機關として、銀行開設の必要が認められた。即ち、一九二一年十月の中央執行委員會決議は一中央國立銀行 (Staatsbank) の設立を定めたのである。これによつて、蘇聯國最初の銀行が同年十一月一六日に營業を開始した。此の銀行の業務的制度、形式

に就いては、早急の間にて未だ蘇聯國獨特のものを考案する遑も無かつたから、從來資本主義的諸國にて發達し來れるものが、其の骨子に於いて殆んど其の儘に襲用された。ただ、國內唯一の銀行として、凡そ資本主義的諸國に於けるあらゆる種類の銀行にて營まれつつある一切種類の營業項目が悉く此の一國立中央銀行の引受けるところとなつたといふことは注意すべき特異の點である。

しかし、既にともかく一種の市場經濟的組織に入れる蘇聯國全國民經濟内の複雑な金融的需要に處する爲に單一銀行制度が其の用に任じ難きは自明の理で、間もなく銀行分化の必要が認められて、漸次それが實行されることになつた。かくて、一九二八年頭初の信用組織體系にては、次の如き八種の金融機關が分立してゐる。

- 1、國立中央銀行
- 2、株式銀行（工業銀行、外國貿易銀行、電業銀行、極東銀行、中亞銀行、全露協同組合銀行、ウクライナ銀行）
- 3、農業信用機關系統
- 4、自治體及び住宅建築金融機關系統（自治體及び建築中央銀行、モスコ―市銀行及び地方自治體銀行）
- 5、相互信用會社
- 6、貯蓄金庫

右の中にて5の相互信用會社のみは純私有的經濟範圍の金融を司るが、其の他のものは悉く國

家的乃至は協同組合的信用の爲の機關である。勿論、上述の金融機關體系は後にも其の一端に觸れる如くに、其の後に於いて又重要な改革を経験してゐる。

四 工業金融に關係せる第一次の銀行制度改革

蘇聯國に於ける銀行と工的企業との間に見られる金融的關聯は銀行制度の開設以來屢次の根本的變改を受けてゐる。其の中でも、最初の重要な改革は一九二八年の第一次五ヶ年計劃着手の時代を中心にして行はれた。此の改革の本質點は長期資金融通經路の統一と長短資金融通上の機關的分業化との二つである。

工業的企業に於ける固定的設備の爲の長期資金は、最初はその殆ど全部が、國庫の一般豫算上の支出として分配された。そして、此の資金はその一部が財務人民委員會の手から直接に各箇の工企業に向つて分配せられ、他の一部は國立中央銀行或は工業銀行を通じて注入されてゐたのである。然るに、一九二七年六月二八日の人民委員會令は右の如き長資供給上の複數的經路制を改めて、豫算から支出される工業資金の一切は、貸付金と返濟の義務を伴はざる永久的投資(Directing)との區別なくして悉く一樣に、工業銀行の長期信用部(ODK)を通じて注入せられることに定められた。即ち、これによつて工業的長資の融通は總べて一銀行を通じて統一的行はれるやうになつたのである。

更らに、一九二八年五月の銀行改革では、長短資金の取扱機關に就いて、専門的分業化が定められた。それまで、長短資金の融通を併せ取扱つてゐた工業銀行と電業銀行との二銀行は、其の改革で短資融通業務を國立中央銀行に移管して、それと同時に兩銀行は合併されて、工業及び電業に對する長資融通の爲め全國的に統一された専門的機關となつた。これに對して一方にては、國立中央銀行に於ける工業上の長資融通業務が廢止されて、爾後は専らそれは工業金融に關する限りは、短期信用の爲の中央機關たるべく定められた。これは、國立中央銀行が、發券方法又は短資業務からの融通方法に基いて長期信用を行ふことに發する所の諸弊害を除去せんとしたものである。

五 工業的短資融通制度の改革

前項述ぶるところの銀行制度の改革が又工業的短資の融通方法にも關係を有してゐること勿論だが、それについては其の後にもなほ屢々重要な改革が繰返されてゐるのである。その中でも、先づ最初に注目すべきものとしては、一九三〇年一月三〇日法によつて同年四月一日から實施された信用制度の改革を挙げなければならぬ。

此の改革あるまでは、各箇の國營的工企業に對する短資の融通上に、資本主義的諸國に見られると同様種類の信用授與方法が廣く行はれてゐたのである。即ち、各箇の企業は相互の賣買上に

帳簿信用或は手形信用を授受することを許されて、その手形は又各種の銀行がこれを割引いてゐたのである。それ故、各箇の企業は隨意に各方面の銀行から短期銀行信用を受けてゐた譯けである。

然るに、此の度の改革にて各箇企業間の相互的信用授受が禁止されて、且つ短期商業信用に關する限りは、國立中央銀行の獨占制が規定された。即ち、各箇企業に於ける短期信用は専ら銀行信用の形態に於いてのみ存在して、剩へその唯一の源泉が國立中央銀行の手に統一されることになつた。

短資融通に關聯して國立中央銀行と各箇の工企業間に成立することになつた、右の如き金融上の獨占的直接關係は、其の運用上の手段として、國立中央銀行に國營的工企業の箇々の爲に夫々の統一的交互計算勘定口座を設定せしめた。かくて、各箇企業に於ける一切の短期的資金流通關係は、右の如く國立中央銀行に設定された各自の交互計算勘定口座を例外なく統一的に通過することになつたのである。即ち各箇企業相互間の金錢受拂關係も、又國立中央銀行から直接に各箇企業へ授與される短期信用も皆悉く此の口座を通過する。而して、國立中央銀行から各箇の工企業に授與される短資の額は、經濟計劃にて豫め各箇の企業に課せられてある豫定計劃實行上の實際成績を參照して、國立中央銀行がこれを増減し得ることに定められた。以上の如き金融制度的機構によつて、各箇の國營的工企業は其の資金の運用上經常的業務に關する限りは、完全に國立

中央銀行の統制を受けることになったのである。

此の改革が計劃經濟的工業制の體系上にて有する意味は國立中央銀行が右の如き機構を通じて
(1)現金交通及び計算上の全國的中央機關(2)計劃經濟の實行成績に對する監查機關(3)箇々の
工的企業に於ける流動資金運用上の經濟計算執行に對する指導及び案内機關たる三種の職能に任
ぜられるに至つたことである。

既に述べた所から知られるやうに、此の改革は次の二つの根本的意圖から出發したものである。
即ち、一つには箇々の國營工企業の資金運用上に於ける從來の放埒、無節制を抑止して、業
務上の經濟性を向上せしめ、以て經濟計劃に定むる所を實際に實現せしめる爲にする一種の刺
戟手段を金融操作の方法に求めんとしたのである。二つには全國的工業生産活動の實際に對して、
計劃經濟的中央統制を強化せんとしたのである。

然るに、右述ぶる所の意圖は實際にては、殆んど全く失敗したるのみならず、なほその上にも
此の改革にて金融經濟的理由から、新たに大いなる經濟的弊害が惹起された。最大の禍根は此の
改革の結果として、獨占的短資融通機關たる國立中央銀行の信用取扱方法が自働的、機械的化し
たる點に潜むのである。抑々、質的、地域的に甚だ厖大な範圍に互つてゐる蘇聯國內全部の多數
なる國營的各箇企業に對して、一國立中央銀行が總括的に、夫々の營業上の實質的内容に關する
嚴密な監査を行ひて、これに基く金融手加減の手段によつて經濟成績向上の刺戟を與へるといふ

ことは、少くとも改革後の短期間に關する限り、根本的に不可能事でなければならぬ。種々なる餘弊が又隨つて發生する譯けである。即ち、(1)國立中央銀行は其の獨占的短資融通、取引決済機關たる地位に基き、賣人企業から國立中央銀行に向つて買入企業に對する賣代金支拂請求が提出されればその物件引渡行爲の内容の適否如何が買入企業の検査確認を受けるのを待つことなくして、機械的に、その請求金額を夫々の當事者企業の統一的口座間にて決済するやうになつた。抑々、このやうな決済方法は、資本の維持に對する責任の原則に従ふべき各箇企業の經濟執行の立場からは全く堪え難き事情である。(2)全國にて約二千五百を超える數に達する所の國立中央銀行の各支店は、買入即ち代金支拂義務者となれる夫々の國營工企業に對する代金支拂請求が賣人企業より提起せられたる場合に於いて、當該買入企業に對して豫め割當てられてゐる年度割信用豫算額が既に拂出済となりおれるや否やを調査する勞をとらず、又其の邊も無くして、請求提起のあるに隨ひ、其の請求金額を自動的、機械的に夫々の被請求口座上にて決済してこれに信用を與へるのである。かかる放漫的な信用授與方法にて賣買双方の當事者企業に於ける合理的な資金運用の實績を期待するといふことはいふまでもなく不可能で、畢竟、國立中央銀行をして全國多數の國營工企業間の取引的關係に就き唯一決定的な監査機關たらしめるといふことが本來難事を期待するものたる所以が實證された譯けである。かくて、一九三〇年四月の信用改革は、結果に於いて寧ろ其の意圖とは反對に、各國營工企業の指導的執行者の業務的責任感を低下せしめ、生

産上の經濟性がこれによつて一層惡化せしめられることになつた。

短資融通方法に關係して、一九三一年の一月、三月、七月の三回に行はれた第二次の信用制度の改革は前述の諸弊害を除くことを以て任務とする。そして、其の改革の要點は制度的形態の上から見れば次の四項目に要約される。

(一) 先づ、國立中央銀行が國營工企業に對して、機械的自働的な信用授與を行ひ得なくなるやうに改められなければならぬ。そこで、各國營工企業及び協同組合事業は、これに對して夫々豫め負擔された經濟計劃の範圍内で、一ヶ年の期間に互る相互間の取引關係を事前に所定の契約形式にて取纏めおくべきことに規定された。そして、其の契約上には取引物件の數量、品質、價格支拂及び引渡條件等の諸項目が包括されなければならぬ。一方にて、國立中央銀行は賣人企業から買人企業に對する代金支拂請求の提起を受けた場合、其の支拂を行ふ前に、先づ、買人企業によつて其の引渡行為が品質、分量等の諸要目上契約内容に適合したものであることの確認が行はれるか、若くは其の代金支拂に就いて買人企業からの支拂委託信用狀が提出せられるか、するのを待つべきものとせられた。これによつて、取引上の代金支拂に關する決定的監査機能は國立中央銀行に存せずして、それが買人企業の手におかれる結果になつた。此の場合、若し賣買兩當事者企業間に紛議が起これば、國立仲裁裁判がこれを裁決するのである。

(二) 前回一九三〇年度に行はれた信用制度改革に基く弊害の重點は、國立中央銀行の自働的、機

械的支拂方法が、賣買兩當事者企業に於ける首腦者の管理的責任感を低下せしめたことに存してゐる。即ち、關係政府首腦部(СТО)も、前回の改革が各箇企業の首腦者をして自己資金と借入資金との區別なくこれが取扱上に責任的意識を失ふやうになつたと指摘してゐる。一九三一年度の改革は右の弊害を矯正して資金利用方法の有效化を實現する爲、事業管理者の管理的態度に對する教育上の手段として、金融上の一新制度を定めたのである。即ち、先づ、各箇の國營工企業が夫々國立中央銀行に持つ所の統一的勘定口座が廢止されて、自己資金即ち返済の義務無き資金と銀行借入金とが銀行の勘定上にて、嚴格に別箇の口座に分離されて取扱はれるやうになつた。従前は銀行の勘定上にて、兩者の取扱が全く混同されてゐて、各箇企業の管理者は銀行借入金と自己資金とを兩者殆んど同様に取扱つてゐたのである。これが資金利用上の放漫、無節制を招く一因となるのである。

そして、各箇企業が自己資金として一般的經濟計劃から配給せらるべき流動資金は次の如き方法にて其の額を定められるやうに規定された。即ち、先づ夫々の企業及び工場に於ける各種流動財産の恒同的在高(eiserne Bestände)が、豫め見積られて、これを維持するに必要な資金額が經濟計劃によつて配給される各箇企業の流動的自己資金額決定の基準とされる。

右の如き自己資金の範圍を超える臨時の追加的短期資金は、各箇企業に對する國立中央銀行の短期貸付金として、全く獨立に別箇の取扱を受けるのである。即ち、此の貸付金は各箇企業に對

する國立中央銀行の貸付金特別勘定口座にて管理される。此の貸付は銀行と各箇企業との間にて所定形式の文書に據つて契約せられ、一定の期限及び使用目的を限定して行はれる。此の目的の主たるものは、取引物件運送中の金融、季節的生産に制約される原料、半製品等の不規則的増加準備の爲の過渡的金融、その他、生産販賣上の特別事情に基いて起こる所の臨時金融等である。此の追加的流動資金の融通に就き、債務者企業が契約上の返済義務を完うし得ざる場合には、國立中央銀行はその貸付目的として限定されたる商品を沒收し、これを競賣に附する權利を有してゐる。此の場合に何等かの損失が起こるならば、それは、債務不履行者の負ふべきものとされてゐる。

(3) 此の度の改革にて定められた新制度の中にて注意すべき第三點は、生産の増加、販賣の増加等の爲に起こる事業基金擴張の問題に關係してゐる。即ち、必要とされる擴張の爲の事業基金は其の一部を夫々の各箇企業が獲得せる利潤の蓄積中から、他の一部を國家又は地方團體の豫算中から支辨する永久投資(Dotierung)にて充足することに定められ、且つ其の事業基金擴張の規模及び資源は年度毎に各箇企業の爲に設定される一般經濟計劃の確認によつて定められることになつた。

(4) 此の度の改革は畢竟各箇企業の管理者をして充分管理上の責任を自覺せしめて、夫々の企業に於ける業務上の經濟性を増進すべく努力せしめんことを根本的主旨とするものであるから、

その爲にはなほ別に一つの新制度が規定された。即ち、各箇企業の營業上に生じた利潤の一部、詳言すれば年度始に各箇企業の爲に設定された經濟計劃内の豫定を超えて實現された費用の節約に基く所の超過利潤に關しては事業管理者の自由處分が許されることになつた。其の利潤は或は特別賞與金として處分せられ或は危險保障の準備金として別に國立中央銀行に預入せられ得るのである。

六 工業的長資融通制度の改革

先に述べおけるが如く、蘇聯國の金融機關體系にて、工業及び電業銀行は現在唯一の工業的長資取扱機關となつたのである。しかし、此の銀行の工業的長資融通上の任務の意義は資本主義諸國に於ける同種機關のそれに比較すれば、遙に輕いものである。蓋し、工業的長資の融通といつても、銀行は其の爲の資金調達の方面には殆んど全く其の職務を持つてゐない。長期に投ぜられる工業資金の源泉は現在の處にてはそれの殆んど全部のものが國庫の豫算の上におかれてゐて、其の上に、これより供給される固定資金の約九割程度迄永久投資(Dotierung)として國庫への返済義務を負担せざるものである。従つて、工業及び電業銀行は此の長期工業資金の融通上でただ投資的分配を司る爲の技術的事務機關たるに過ぎない。即ち、箇々の國營工企業が各年度内にて設備の新築や擴張等の爲、幾何額の長期資金を供給せられるかといふことは、ゴスプラン廳の終局

的統制にて豫め各企業の爲に設定される年度の經濟計劃中にて詳細に規定せられる所である。

工業的長資の融通に關しては、右に述ぶるが如き規定あるにも拘らず、其の資金が工業及び電業銀行から各企業に供給される場合に於いて、先きに流動資金融通の場合に見たると同様な諸弊害が生じてゐる。即ち、工業及び電業銀行が各箇の工企業に向つて國庫からの委託長資を處分する場合に於いて、箇々の企業の實績に就いて行はるべき適當な監査を基礎とすることなく、單に經濟計劃書上の金融豫定に従つて機械的、自動的な供給を行ふ爲に、現實の新設、擴張と一致せざる資金の授與が爲されることになる。かくて、或は缺點ある工事に對する支拂が行はれ、或は現實の工事無くして給付されたる固定的長期資金が流動資金に轉用される等の結果を生じて來る。

そこで、右の諸弊害を除去する爲に、勞働Ⅱ國防會議(STO)は一九三一年六月に一新令を發布した。それは、次の諸點を含むのである。(1)爾後、工業的長期資金は、各工企業と建築企業との間に於いて新工事に關して締結される契約内容の實行に應じてのみ給付される。(2)工業的長期資金は箇々の企業に於ける經濟計劃實行上の質量兩面の實績に従つて給付せられる。即ち、長期資金が流動資金として轉用されることは許され得ない。(3)工業及び電業銀行は經常的監査實行の爲、國立中央銀行の各支店內及び主たる新建設工事場に職權的監査機關を駐在せしめる。

七 結 言

以上、蘇聯國の工業金融制度の上にて最近に行はれた諸改革の要點を述べたのである。

今、これを簡約するならば、これらの諸改革が意圖したる眼目點は、畢竟、(1)一九三〇年までの不規律、無統制な金融狀態を改めて、工業上一切の金融を計劃的、豫算的ならしめて、此の方面から計劃制經濟の實質的統制性を強化せんとしたること、(2)箇々の工企業に於ける經濟計算を確立せしめて、計劃實行上の成績に對する監査を嚴密ならしめんとしたること、(3)適當な刺戟手段殊に物質的報酬制にて促して、各箇の工的經營内の上下従業員の從業上の經濟的能率を向上せしめんとしたること、等に歸するのである。

然るに、これらの改革後の實績によつて見れば、種々の重大な困難と弊害とはなほ救済されずに依然として残つてゐる。即ち、蘇聯國最高の經濟統制機關たる勞働Ⅱ國防會議(СТО)それ自らが一九三二年五月二八日の一訓令中に企業金融上の重大缺陷の存在を指摘してゐる。

先づ、短資融通の方面に就いていへば、各箇企業間にて相互的に行はれる自由、無統制な商業的信用の關係が其の後もなほ盛に慣行せられ、更に國立中央銀行が其の職務として行ふ所の各箇企業間の商業的取引決濟業務の處理に就いても種々なる紛議が續出して、圓滿な職務の遂行が妨げられてゐるのである。況や、長期工業資金の投下と使用とに關しては、満足な計劃經濟的監査

といふものが全く行はれてゐないのである。

蘇聯國の工業が、其の生産上の經濟性増進の目的から、固有の計劃經濟制體系内に適所適度なる資本主義的、私産制的性格の經濟制度的諸手段を應用せんとするに當つて、如何なる性質の難問に逢著しつゝあるかといふことは、此の小篇に要説したる工業金融制度上の改革過程を顧みても其の一斑を察することが出来るのである。勿論、此の種の難問はひとり工業金融制度の方面のみについて起こつてゐるものではない。

蘇聯國工業の將來の發達は、以上の如き難問が、今後もなほ引續き繰返されて行くであらう幾多の改革を通過して、結局如何なる解決方法を展示するかに係かる所が頗る大であらうと思ふのである。

(一九三五、二)